

長岡京市創業促進事業補助金

市内で新たに営利を目的とした事業を創業する方に対し、テナント賃借料（家賃）の一部を補助することで、創業者の成長を促進させ、地域産業の振興に寄与することを目的とする制度です。

| | |
|--------|---|
| 募集受付期間 | 令和6年 5月1日から令和6年 5月16日まで ※応募多数の場合、審査により決定いたします。 |
| 補助対象者 | ◆次の各号のいずれにも該当する方を対象とします 1) 事業を営んでいない個人が、個人又は新たに設立した中小企業の会社で創業しようとする者 2) 既に事業を営んでいる他の者から事業を継承する者でない者 3) 市税を滞納していないこと。 4) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。 5) 交付申請を行う時点において就職しておらず、かつ、補助の対象となる期間において補助対象事業以外の職業（アルバイト、日雇い労働等を含む。）に従事しないこと。 6) 開業後は1年以上継続して事業を行なうことが確実に見込める者 7) 商工会の会員となることが確実に見込まれる者 8) 開業後に商工会及び開業した区域の商店街振興組合等へ加盟し、地域の活性化に務めること（商店街組合等が無い場合は問われません） |
| 補助金の内容 | ◆テナント賃借料（家賃） 1) 補助金の額は、賃借料の2分の1以内に相当する額となります（共益費及び消費税等は対象となりません） 2) 限度額は月額5万円。 ※申込額が予算に達した場合、満額受給できない場合がございます。 3) 事業開始後3ヶ月間を対象とします ※当会の会員企業（不動産斡旋業）で賃貸物件の紹介を受け契約を行なう場合、期間が1ヶ月延長されます |
| 申込方法 | ◆長岡京市創業促進事業補助金交付申請書に必要事項をご記入の上、規定する書類を添えて長岡京市商工会（産文2階）までご提出下さい。 ※詳しくは、長岡京市商工会ホームページの募集概要をご覧ください。 （HP： http://www.nagaokakyo-shokokai.jp/ ） |
| 注意事項 | ・事業着手は交付決定日以降となります。事前着手申請を提出した場合は、令和6年4月1日以降の契約・支払いを認めます。・補助金の対象者は、本商工会の会員となることが確実に見込める者といたします。その他の条件については、商工会へお問い合わせ下さい |

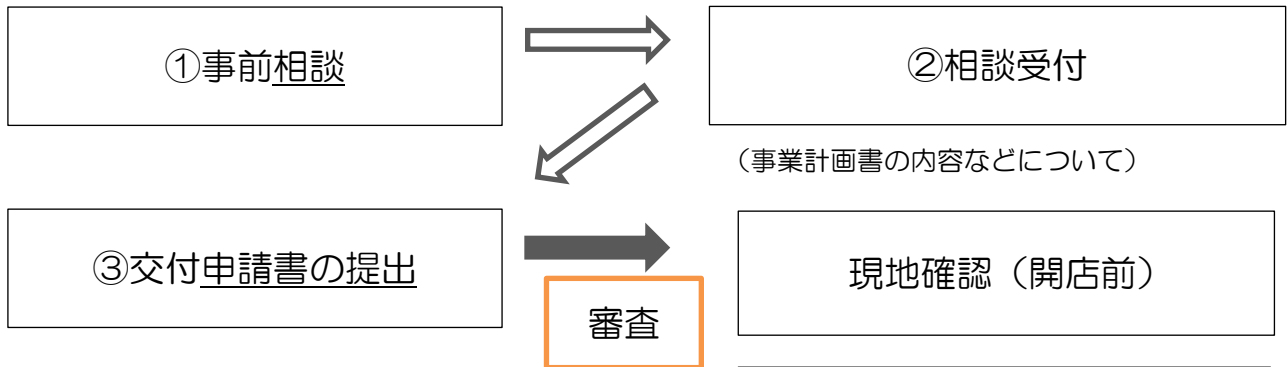
【お問い合わせ・申込先】

〔 長岡京市商工会 〒617-0826 長岡京市開田3丁目10-16 〕
☎951-8029 Fax958-2473 〕 <<裏面もご覧ください>>

〈 創業促進事業補助金交付の流れ 〉

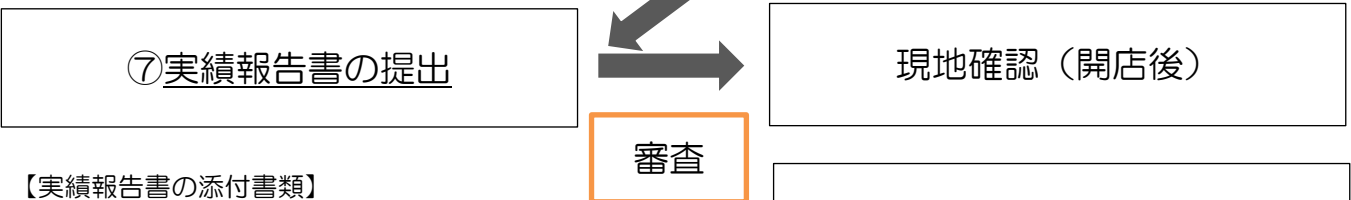
【創業される方】

【長岡京市商工会】



【交付申請書の添付書類】

- 1) 事業計画書
- 2) 収支予算書
- 3) 建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- 4) 市税の納税証明書又は非課税証明書
- 5) 個人の場合には前年度の確定申告書の写し又は事業所の開設届の写し、法人の場合には付属明細書を含む直近の決算書（1期分）の写し
- 6) 商店街区において創業する場合にあっては、当該創業に対する当該商店街の代表者の意見書
- 7) フランチャイズチェーン店を創業する場合にあっては、フランチャイズチェーン契約をしたことが確認できる書類



【実績報告書の添付書類】

- 1) 事業実績報告書
- 2) 収支決算書
- 3) 営業に必要な資格及び許認可を証する書面
- 4) 賃借料の支払いを証する書面

